

京都市市政改革実行プラン（概要版）

1

新たな改革の推進

(1) 数次にわたる改革の推進

これまでの数次にわたる市政改革の取組の結果，全国的にもその先進性を評価されている行政評価システムの構築や市民参加の推進など行財政運営の仕組みを改革するとともに，事務事業の見直しや職員数2,346人の減員などにより，約863億円の財政効果を生み出すなど大きな成果を挙げてきました。

【市政改革の取組による財政効果】

	「平成の京づくり」推進のための市政改革大綱	京都新世紀に向けた市政改革行動計画	京都新世紀市政改革大綱 (取組期間：平成13～17年度)	合 計
期 間	平成7～9年度	平成10～12年度	平成13～15年度	
経費節減（事務事業の見直し等）	約86億円	約133億円	約106.6億円	約325.6億円
公共工事のコスト縮減	-	約112億円	約102.3億円	約214.3億円
職員数	減員数	1,246人（7～12年度）		2,346人
	財政効果	算定していない	約124.4億円	約198.5億円
合 計	約86億円	約369.4億円	約407.4億円	約862.8億円

(2) 「京都新世紀市政改革大綱」による成果

とりわけ直近の取組である「京都新世紀市政改革大綱（以下「市政改革大綱」という。）」においては，行財政運営全般にわたる構造改革や財政健全化の取組を推進してきました。

「大綱に基づく事務事業の見直し等の具体的取組」に掲げた142の項目については，大部分の取組項目について達成の目途が立っています。

【具体的取組項目の実施状況】

(平成16年6月1日現在)

進ちょく状況	項目数	構成比
計画目標が達成済み	94	66%
目標達成に向けて取組中	41	29%
実施に向けて検討中	7	5%
合 計	142	100%

また、市政改革大綱に掲げた数値目標については、職員数の削減が当初の予定よりも2年早い平成15年度で目標を達成したほか、外郭団体の整理統合や市税等徴収率の向上についても相当の進捗よくが図れています。

【市政改革大綱に掲げた数値目標の進捗状況】

項目	数値目標	進捗状況
職員数	1,000人の削減 (平成13～17年度)	1,100人を削減 (13年度349人,14年度387人,15年度364人)
外郭団体数	3団体以上の整理統合 (平成13～17年度)	2団体を1団体に統合 14年7月に京都駅南口再開発(株)と山科駅前再開発(株)を統合
市税等徴収率の向上		15年度徴収率等(見込み)
市税 [94.3%]	96%台に引き上げ(平成15年度)	95.5%
国民健康保険料 [91.7%]	93.5%台に引き上げ(平成17年度)	91.2%
保育料 [96.7%]	98%に引き上げ(平成17年度)	96.9%
公営住宅家賃 [95.3%]	97%に引き上げ(平成17年度)	97.1%

(3) 更なる改革の必要性

少子高齢化の進展やIT革命などの市政改革大綱策定時の課題に加えて、公の施設の指定管理者制度に係る法改正や、予想を上回る市税収入の減、地方分権改革の進展など、新たな環境の変化が生じています。

こうした変化に適切に対応するため、市政改革大綱を取組期間の終了年度である平成17年度を待たずに15年度末で終了させ、新たに「京都市市政改革実行プラン(以下「市政改革実行プラン」という。)を策定し、更なる市政改革に取り組むこととします。

改革の理念，目標

2

最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に提供するために，以下の理念，目標を掲げて新たな改革を推進します。

(1) 改革の理念

市政改革実行プランの理念は，現行の市政改革大綱の2つの理念を継承します。

【2つの理念】

「補完性の原理」に基づく市民と行政の役割分担の改革
「NPM理論¹」に基づく行政経営システムへの改革

(2) 改革の目標

右肩上がり経済の終焉や国，地方を通じた財政危機など，時代の大きな転換期にある今，これまでの行財政運営の仕組みや考え方の構造的な改革に継続的に取り組む必要があります。

このため，市政改革実行プランの目標を，

「時代の変化に適合した制度，仕組みや方針，方策等を構築するため，改革が常に追求，実践，継続され，京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるようにすること。」とします。この目標を一言で「改革の追求！実践！継続！」と表します。

改革の追求！

これまでの改革の取組に満足することなく，外郭団体の改革や民間活力の導入などについて，更に高い目標や新たな課題に挑戦します。

改革の実践！

立ち向かう楽観主義，プラス思考で市民サービスの向上など個別，具体的な取組を実践します。

改革の継続！

市政運営に係る方針や計画等に基づいて，その具体化を図るため，常に改革を継続します。

¹ 【NPM理論】New Public Management（新公共管理法）の略。民間企業における経営理念，手法，更には，成功事例などを可能な限り行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化，活性化を図るとする考え方。

【目的，理念の関係イメージ】

「市政改革実行プラン」における改革の2つの理念
(「市政改革大綱」における理念を継承)

「補完性の原理」に基づく市民と行政の役割分担の改革

「N P M 理論」に基づく行政経営システムへの改革

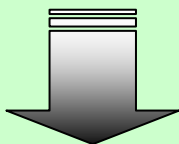
「市政改革実行プラン」の目標

「改革の追求！実践！継続！」

時代の変化に適合した制度，仕組みや方針，方策等を構築するため，改革が常に追求，実践，継続され，京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるようにすること。

【地方自治法第2条第15項】

地方公共団体は，常にもその組織及び運営の合理化に努めるとともに，他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。



「市政改革実行プラン」
に基づく取組の推進

市政改革を行う目的

最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い
市民サービスを安定的に提供すること。

【地方自治法第2条第14項】

地方公共団体は，その事務を処理するに当つては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(1) 推進期間

平成16年度から20年度までの5年間

(2) 推進方針

「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」の一体的かつ戦略的な推進

市政改革実行プランに基づき「京都市基本計画第2次推進プラン」の着実な実現のために、より効果的、効率的な市政運営の構築や施策、事業の実現方法の検討を行うとともに、市政改革の成果を「京都市財政健全化プラン」の取組に反映させます。

区政改革を重要取組として位置付け

「区政改革に向けた今後の取組」（16年4月策定）を市政改革の重要な取組の1つに位置付けて推進します。

公営企業改革との連携

交通、上下水道及び市立病院の公営企業における改革計画等についても、連携して推進します。

全庁的な取組及び局区における取組

これまでの事務事業の見直しは、局ごとに抽出した対象項目を市政改革の計画に掲げ、その達成に向けて取組を進めてきましたが、長年にわたる努力の積み重ねの結果、こうした手法による取組は、既に一定の到達点に達しています。

このため、全庁的な観点から取り組むべき推進項目と行政評価システムの活用等により局区が主体的に取り組む項目を区分することとします。

ア 全庁的な取組

- ・ 市政改革実行プランに、全庁的な観点から取り組む推進項目と考え方を掲げます。
- ・ 重点的に改革を推進すべき分野等について、年度ごとの「重点改革方針」を策定します。

- ・ 「外郭団体の改革」及び「民間活力の導入」については、詳細な計画等を策定します。

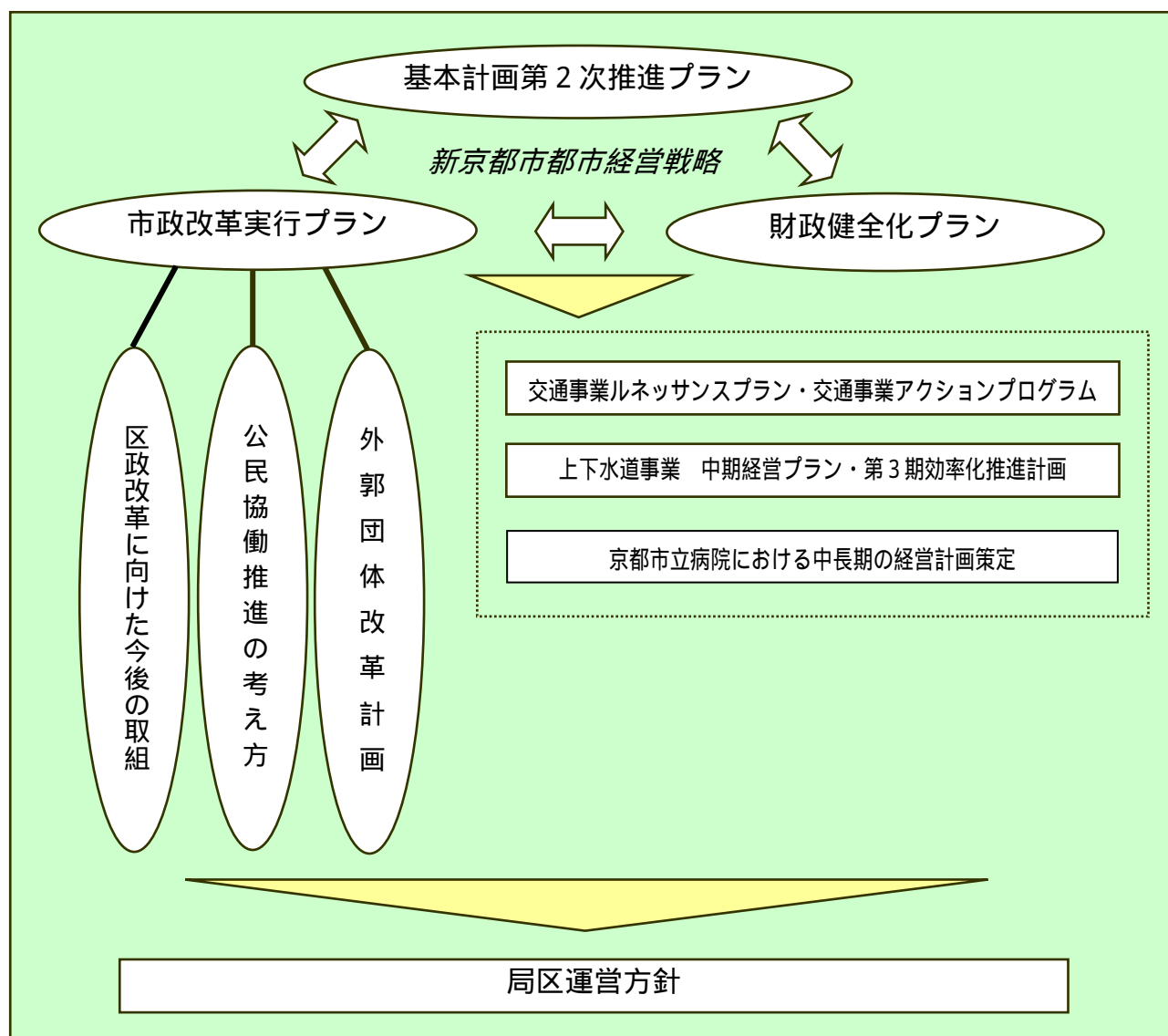
外郭団体改革計画の策定，推進

公民協働（PPP）²推進の考え方の策定，推進

イ 局区における取組

重点改革方針や行政評価システムの評価結果などを踏まえ，局区が主体的に具体的な改革の取組を「局区運営方針」に掲げて改革を実行します。

【各計画等の関係イメージ】



² 【PPP】Public Private Partnershipの略。従来公共で行われていたサービス分野を，民間委託，PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備），独立行政法人，民営化などの方策を通じて民間に開放し，公共サービスの効率化と質の向上を図る考え方。

推進方法

4

局区が改革を進めるに当たっては、市会はもとより、市民の意見を積極的に具体的な取組に反映させます。

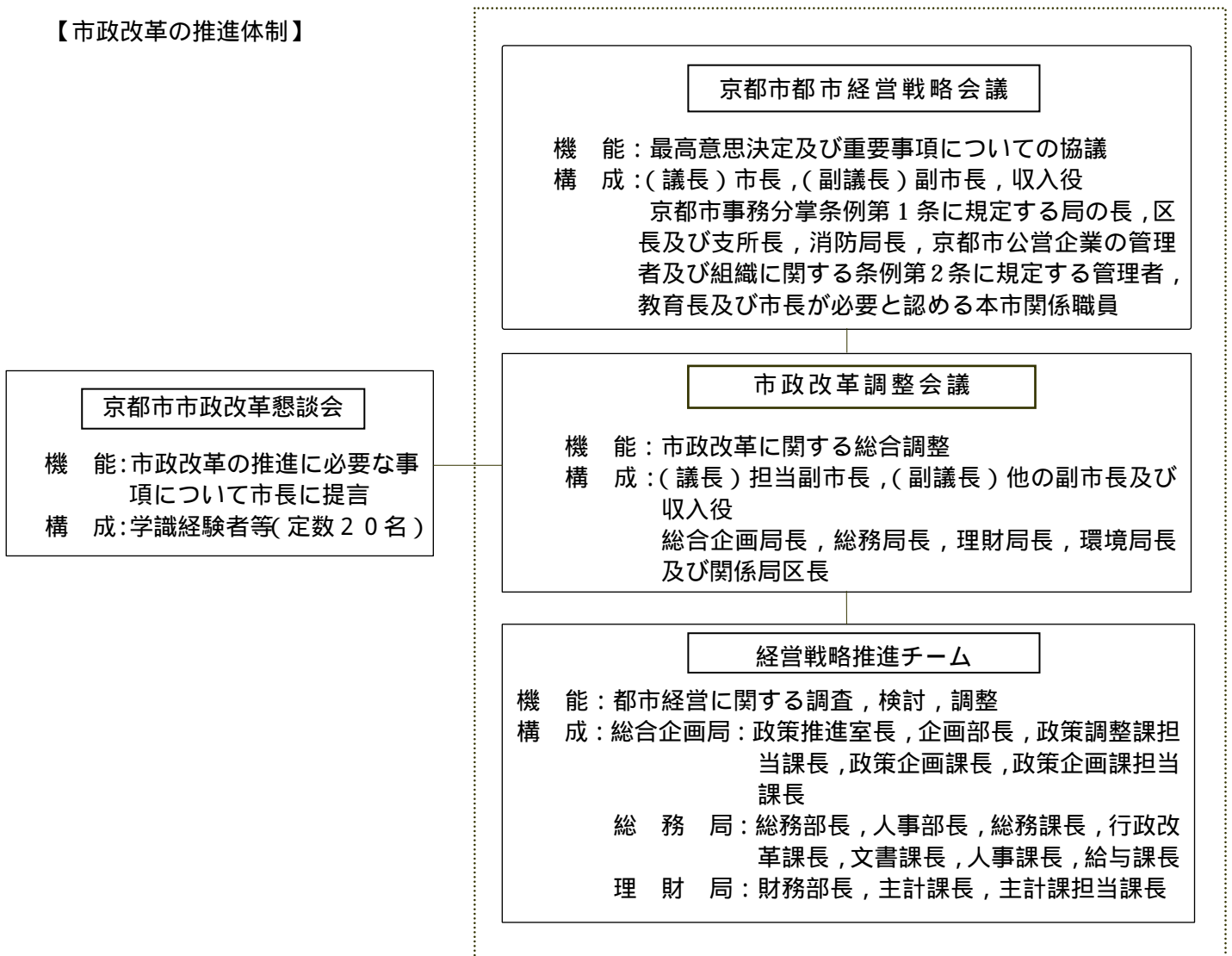
学識経験者等で構成する京都市市政改革懇談会を引き続き設置し、意見、提言等をいただきます。また、今後、市民公募委員を加えます。

京都市都市経営戦略会議を中心に全庁的体制で改革を進めます。

すべての職員が改革の追求、実践、継続に取り組めるように、職員提案制度の活用や職員向けのメールマガジンの発行等を実施します。

毎年度、市政改革の進ちょく状況を公表します。

【市政改革の推進体制】



推進項目

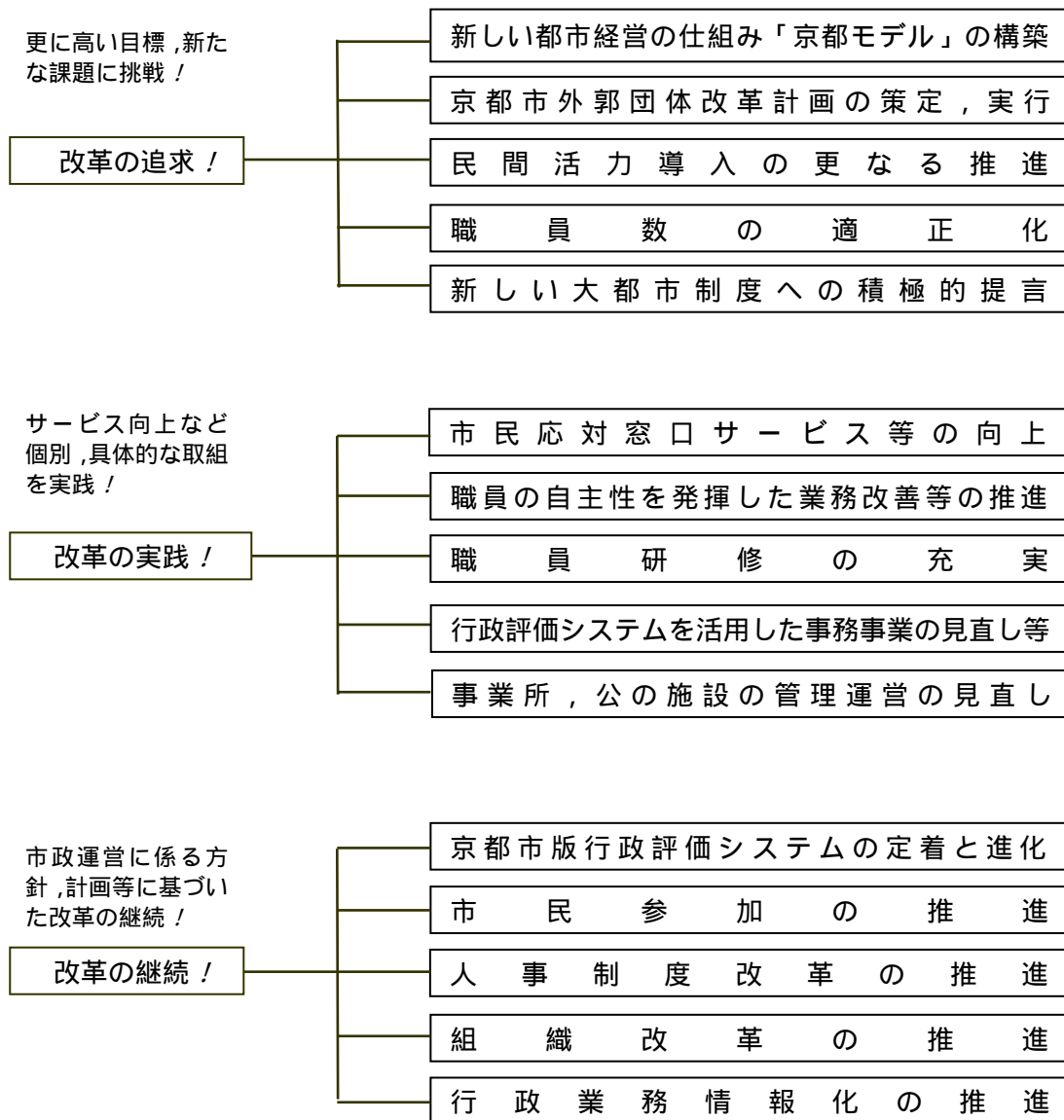
推進期間内に特に力点を置いて取り組む課題を「改革の追求！」、「改革の実践！」、「改革の継続！」の3つの柱ごとに5つの推進項目（計15の推進項目）を掲げ、全庁的な取組を推進します。

各推進項目には、主として全庁的に取り組む60の取組事項を掲載します。

また、局区の課題に基づく取組については、毎年度の予算編成や局区運営方針によって具体化に努めます。

【3つの柱】

【15の推進項目】



【15の推進項目及び60の取組事項 一覧】

15の推進項目	60の取組事項
新しい都市経営の仕組み 「京都モデル」の構築	都市経営戦略会議の設置
	局区運営方針の策定
	戦略的予算編成システムによる予算編成対象会計の拡大
	節減努力反映制度の創設
	予算編成情報の公開
	企業会計の手法を活用した財政情報の公開推進
	将来的な財政負担の公開
	区政策提案予算システムの創設 「区行政推進会議（仮称）」の設置
京都市外郭団体改革 計画の策定，実行	統廃合等の推進
	補助金の削減
	派遣職員削減
	団体ごとの経営計画の策定，公表
	評議員会の設置
	本市職員の役員に占める比率の見直し 情報公開及び個人情報保護の制度化
民間活力導入の更なる推進	PFI手法の更なる活用
	公の施設の指定管理者制度の活用
	地方独立行政法人制度の導入の検討
	公共施設の民営化 総務事務の集約化，委託化
職員数の適正化	職員数の更なる適正化
新しい大都市制度への積極的提言	大都市制度の在り方に関する京都市の考え方の策定
市民対応窓口サービス等の向上	市民対応窓口サービスの向上に向けた全庁的な取組
	市政情報総合案内コールセンターの設置
	コンシェルジュ（総合案内人）の配置
	区役所，支所の昼休み窓口業務の全面实施等 全局区のホームページの充実
職員の自主性を発揮した業務改善等の推進	プラス・アクション21による業務改善運動の推進 改革メールマガジンの発行
職員研修の充実	職員研修施設の整備
行政評価システムを活用した事務事業の見直し等	行政評価システムを活用した事務事業の見直し
	公共工事のコスト縮減
	通勤手当制度の見直しと職員乗車券の廃止 入札制度の改善
事業所，公の施設の 管理運営の見直し	公共施設の最適維持管理手法（アセットマネジメント）の導入
	事業所評価手法の検討
	公の施設の使用料の在り方の検討 市民対応窓口サービスモニター報告書の具体化
京都市版行政評価 システムの定着と進化	政策評価制度の本格実施
	公共事業評価制度の充実
	事務事業評価サポーターの募集
市民参加の推進	すべての審議会の公開
	ワーキングジョブ事業の拡充
	電子会議室の本格実施
	京都市政出前トークの実施 地域まちづくり拠点「暮らしの工房」づくりへの支援等
人事制度改革の推進	指名人事制度の実施
	庁内公募制度の実施
	部・課長級職員に係る新たな人事評価制度の実施
	目標管理制度の実施
	時間外勤務の縮減
組織改革の推進	組織内分権の推進
	区役所機能の強化
	組織運営における機動性の向上
	プロジェクトチームの活用 事務の集約化，効率化
行政業務情報化の推進	電子決裁を中心とした総合的な文書管理システムの導入
	財務会計システムの導入
	個人情報保護対策の強化